

木島平村人権擁護に関する条例を改正しました

村では、平成7年4月に「木島平村人権擁護に関する条例」を制定し、部落差別（同和問題）をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けて村及び、村民の責務を定め、教育・啓発に関する必要な施策の推進に努めるなど、平和で明るい村づくりの実現に向けて取り組んできました。

しかし、今なお多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化などの社会情勢に伴い、新たな人権に関する課題が生じています。

国においては平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の『人権三法』が施行されました。

このような中、本村においても「部落差別解消推進法」をはじめとするあらゆる差別の解消を目的とした法律の理念にのっとり、部落差別（同和問題）を撤廃し人権擁護を図り、平和で明るい地域社会を実現するために、令和元年9月に条例の改正を行いました。

条例の目的

「部落差別解消推進法」をはじめとする差別の解消を目的とした法律の施行に伴い、それらの法律の理念にのっとり、部落差別（同和問題）を撤廃し人権擁護を図り、平和で明るい地域社会を実現することを目的としています。

改正の概要

- (1) (目的) に日本国憲法と並んで「部落差別解消推進法」等を加えました。
- (2) 改正前の条例では「啓発活動の充実」としていた文言を「教育及び啓発活動の充実」として、「人権教育」の重要性を明確に打ち出しました。
- (3) (相談体制の整備) の条文を新たに追加しました。

人権擁護審議会

村では、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別の解消や人権擁護に関する重要な事項について調査審議するため、木島平村人権擁護審議会を設置しています。この審議会は委員13人以内で組織され、必要に応じて審議会を開催します。

人権相談窓口

人権推進室（農村交流館）では、様々な人権侵害に関する相談窓口を設置しています。お気軽にお問い合わせ下さい。



お問合せ先：人権推進室（農村交流館）

電話：0269-82-2041 E-mail：jinken@vill.kijimadaira.lg.jp

インターネットと人権について ～人を傷つけることなく、正しく理解して、正しく利用しましょう～

インターネットの急速な普及により利用者数は年々増加し、平成28年のインターネット利用者数は1億84万人に達しています。インターネットは、私たちの生活を快適で便利なものにする反面困った状況も発生しています。それは匿名性を悪用し無責任に、いじめにつながる内容や自殺などを呼びかけるような書き込み、特定の地域や職業などに対する差別的な書き込みが多数発生していることです。

また、携帯電話からの利用者が増え、サイトなどで、他人の誹謗中傷などの差別的な内容の書き込みも後を絶ちません。

書き込みの内容は、個人の尊厳や存在を否定する悪質極まりないものがあり、人々の心を深く傷つけ、当該者の悲しみは計り知れず、決して許されるものではありません。

◆ 掲示板への悪質な書き込みは犯罪になることがあります ◆

インターネット上の誹謗中傷は「名誉棄損」に、殺すなどの書き込みは「脅迫」に、援助交際の相手を探す書き込みなどは「出会い系サイト規制法違反」などに該当し、犯罪になる場合があります。

人権を侵害しないために ～より高い人権意識と人権感覚をもって利用しましょう～

インターネットは手軽でとても便利です。しかし、一旦流出してしまった情報は発信者の意図にかかわらず、重大な人権侵害につながる危険性があります。私たち一人ひとりが、ルールやマナーを守り利用しましょう。

インターネット上の人権侵害への対応 もしも被害にあったら…

平成14年5月に「プロバイダ責任制限法」（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が施行され、この法律に基づき被害者が関係する*プロバイダ等に対して、ホームページや掲示板上の書き込み記事を削除、書き込みをした者（発信者）の情報を開示するように求めることができます。（*プロバイダ：インターネット接続会社）

- 掲示板等で悪口を書き込まれたり、差別的書き込みを見つけた場合は、一人で悩まず、身近な人（家族や友人、学校の先生）や相談機関（人権推進室）へ相談しましょう。
- 個人の住所や名前、悪口等を書き込まれた場合は、プロバイダ等に削除要請することができます。（この場合には、証拠として掲示板等の内容を保存し、掲示板の管理人、プロバイダ等に該当箇所を示して、メール等で連絡します。）

お問合せ先：人権推進室（農村交流館）
電話：0269-82-2041 E-mail：jinken@vill.kijimadaira.lg.jp